

平成22年5月21日

青森県知事 三村 申吾 殿

## 県施設における全面禁煙の実施に関する要請

青森県タバコ問題懇談会 代表世話人 山崎 照光  
鳴海 晃  
久芳 康朗

謹啓 日頃より県民の健康寿命延伸のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

本年2月25日に厚生労働省健康局長より「受動喫煙防止対策について」の通知（健発0225第2号）が出されたことはご存知の通りですが、その中には「受動喫煙による健康への悪影響については科学的に明らか」になっており、「多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべき」であり、「少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましい」と明記されています。例外的、時限的な対策として「全面禁煙が極めて困難である場合」についても言及されていますが、官公庁などの公共施設が「全面禁煙が極めて困難である場合」に相当しないことは明らかです。

この局長通知を受けて全国各地の自治体で公共施設の全面禁煙化が実施されておりますが、青森県内では通知以来すでに3ヶ月近く経過したにも関わらず、報道で知るかぎり県および各市町村において新たな対策が講じられたという情報は皆無の状況です。

本会ではこの状況を極めて遺憾とし県施設における全面禁煙の実施を要請いたします。

### 記

一、すべての県施設（県庁、県議会、県警、県民局および運動・文化観光施設などの指定管理施設を含む）を建物内に喫煙所のない全面禁煙にして下さい。

一、屋外の敷地内や公園内などにおいても、未成年や妊婦を含む県民・職員や観光客が受動喫煙の害を被る可能性のないよう万全の対策を講じて下さい。

本要請に対しましては、5月28日までに文書によるご回答をお願いいたします。ご回答はメディアおよびインターネットを通じて公開し、青森県の取り組みを県民にお知らせしていきたいと存じております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬白

ご回答の送付先

〒030-0813 青森市松原1-2-12 青森県保険医会館内 青森県タバコ問題懇談会事務局  
TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326 E-mail : kinen-aomori@ahk.gr.jp